

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

証拠説明書

平成20年3月6日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲8	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(照会)	H15.1 1.14	東京都都市計画局長	平成15年の八ッ場ダム基本計画変更にとともに、国が東京都知事に対して行った特ダム法4条4項に基づく意見照会に際し、都市計画局から建設局及び水道局に対し意見照会がなされていること	写し
甲9	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)	H15.1 1.14	東京都建設局長	甲8号証の照会を受け、東京都建設局が「計画の変更について異議ありません」旨回答していること	写し
甲10	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)	H15.1 1.14	東京都水道局長	甲8号証の照会を受け、東京都水道局が「計画の変更について異議ありません」旨回答していること	写し
甲11	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について	H15.1 1.17	東京都知事	平成15年の八ッ場ダム基本計画変更にとともに、国が東京都知事に対して行った特ダム法4条4項に基づく意見照会に際し、都知事が建設局および水道局からの回答(甲9、甲10)を踏まえ、「異議ありません」との意見を述べていること	写し
甲12	準備書面(11)	H19.4. 9	茨城県知事・茨城県公営企業管理者訴訟代理人	八ッ場ダム建設事業に対する茨城県の公金支出の違法性が争われている水戸地方裁判所平成16年(行ウ)第20号事件において、本訴訟における原告準備書面10と同内容の原告準備書面7に反論するため、被告茨城県知事が国に意見照会をして得た国からの回答に基づき作成された被告準備書面の内容	写し

以上